

第 793 回 通関協議会（本関地区）

1. 日 時 令和 8 年 1 月 13 日（火） 11 時 00 分～

2. 場 所 横浜税関 本関 7 階 大会議室

3. 議 題

【議題 1】 「ばれいしょでん粉及び繭に係る特別緊急関税の発動について」 【資料 1】
(業務部 通関総括第 3 部門 山本統括審査官)

【議題 2】 「NACCS を利用した「包括評価申告」について」 【資料 2】
(業務部 足立 首席関税評価官)

4. 事務局からの連絡事項等

次回第 794 回通関協議会は、令和 8 年 2 月 10 日(火)11:00 の開催を予定しています。

場所は未定です。決定次第、幹事店社を通じてお知らせいたします。

ばれいしょでん粉及び蕪に係る特別緊急関税の発動について

NACCS 掲示板からの転載 (公開日 2025 年 12 月 26 日)

【利用者の皆様へ】

関税暫定措置法第 7 条の 3 第 1 項の規定に基づき、令和 8 年 1 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの間、ばれいしょでん粉（同法別表第 1 の 6 の 16 の項）及び蕪（同法別表第 1 の 6 の 28 の項）に対する特別緊急関税が発動されます。

適用期間内における当該物品の輸入申告につきましては、「C-5 NACCS 用品目コード（輸入）」中、「暫定法第 7 条の 3 発動時」のものが適用となりますので、十分ご注意願います。

なお、ご不明な点につきましては、税関にお問い合わせください。

【業務コード集「C-5 NACCS 用品目コード（輸入）」】

【ばれいしょでん粉（別表第 1 の 6 の 16 の項）に係る発動対象品目】

番号・細分	NACCS 用 品目コード	備考
110813099 +	1108130995	その他のもの（通常時）
	<u>1108130026</u>	<u>その他のもの（暫定法第 7 条の 3 発動時）</u>
	1108130030	CPTPP 及び米国協定に基づく関税割当証明書があるもの（通常時）
	<u>1108130041</u>	<u>CPTPP 及び米国協定に基づく関税割当証明書があるもの（暫定法第 7 条の 3 発動時）</u>

【蕪（別表第 1 の 6 の 28 の項）に係る発動対象品目】

番号・細分	NACCS 用 品目コード	備考
500100090 +	5001000900	その他のもの
	<u>5001000012</u>	<u>暫定法第 7 条の 3 発動時のもの</u>

NACCSを利用した「包括評価申告」について

令和7年7月のお知らせ「NACCSにおける「包括評価申告」業務の新設及びAEO事業者向けの簡素化について」<https://www.customs.go.jp/zeikan/seido/aeo/kansokagaiyo1.pdf> のとおり、「関税評価における包括申告」については、令和7年10月より、NACCSに「包括評価申告」業務が新設され、当該業務を利用した包括申告が行えることとなり、これに伴い「汎用申請」（HYS）業務を利用した包括申告については、令和8年4月1日に「包括評価申告」（HOC）業務へ完全移行することとなります。

お早めに「包括評価申告」業務へ切り替えることをお勧めいたします。

なお、当該NACCSを利用した包括評価申告業務については、審査終了（登録）後、変更届の受理回数が最大8回まで、申告添付訂正が最大9回までとなっているため、これを超える場合は、新規申告を行い、新たな包括評価申告受理番号を取得することになります。

当該新規申告の際は、旧番号の申告内容を引用することが可能です。

変更届の提出を複数回予定している包括評価申告については、申告される包括評価申告の状況に応じて、裏面に記載した2つの申告方法が可能です。

各方法のメリット・デメリット等を踏まえて申告方法を選択してください。

また、本業務をご利用いただく際は、「電算関係税関業務事務処理要領」

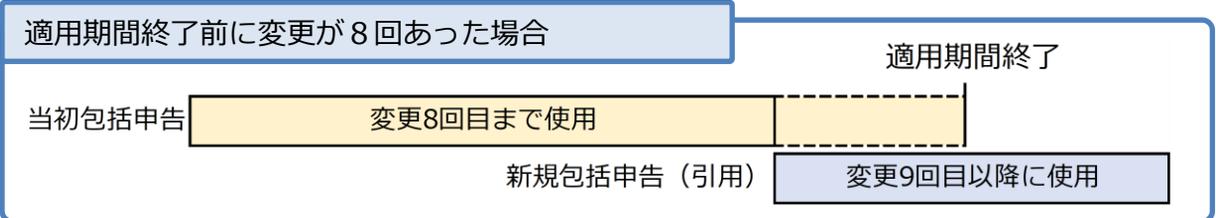
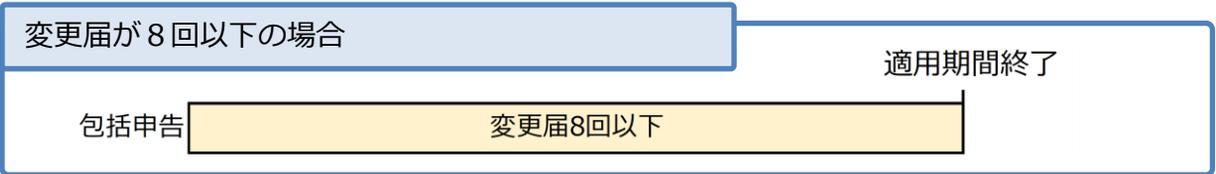
https://bbs.naccscenter.com/data/customs/jimu/toriatsukai_index_tetsu_k_1.html をご覧いただき、ご不明な点がございましたら、お気軽に下記担当の窓口にご連絡ください。

※評価申告に関するお問い合わせ先（業務部（首席）関税評価官）

函館税関	0138-40-4256	大阪税関	06-6576-3358
東京税関	03-3599-6411	神戸税関	078-333-3119
横浜税関	045-212-6139	門司税関	050-3530-8385
名古屋税関	052-654-4158	長崎税関	095-828-8667
		沖縄地区税関	098-862-9281

例1. 回数制限を超えた際に、新規の包括評価申告を行う方法

対象者：適用期間中の変更届が8回以下を想定されている方など



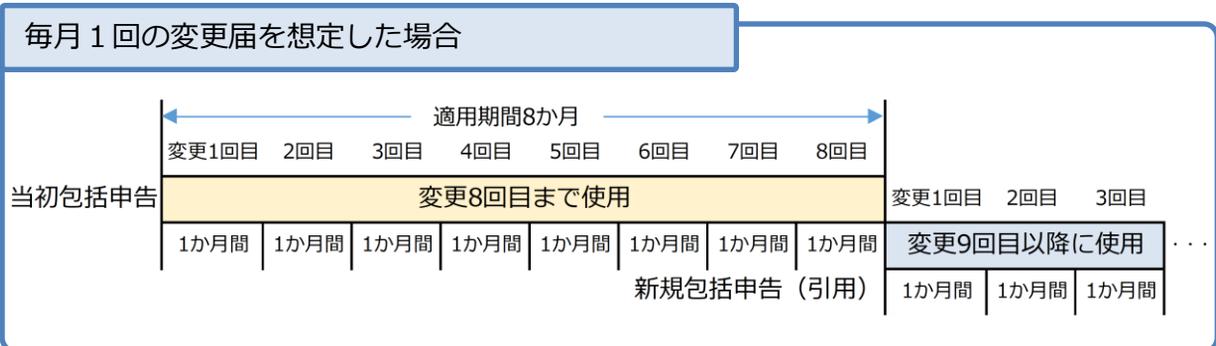
メリット：回数を最大限活用できるため、結果として新規申告の回数を少なくできる可能性があります。

デメリット：包括評価申告の使用を予定している輸入申告のタイミングで、予期せず回数制限を超えることがないよう、変更回数を把握しておく必要があります。

補足：輸出者名変更や単なるミスの訂正などの変更であっても、変更届又は一部変更届を提出して変更を行う必要があることから、変更回数にカウントされます。

例2. 過去の変更回数に合わせた適用期間で区切り、包括評価申告を行う方法

対象者：適用期間中に複数回の変更届を想定している方など



メリット：あらかじめ適用期間を短くしておくことにより、包括評価申告の使用を予定している輸入申告のタイミングで予期せず回数制限を超える可能性が少なくなり、計画的に包括評価申告を行うことができます。

デメリット：過去の実績ほど変更がない場合、回数制限に達する前に適用期間が終了し、結果として新規申告の回数が増える可能性があります。

補足：輸出者名変更や単なるミスの訂正などの変更であっても、変更届又は一部変更届を提出して変更を行う必要があることから、変更回数にカウントされます。

状況に応じて、上記2例以外の方法を取ることもできますので、各税関の評価担当にご相談ください。